

長崎県立大学国際情報学部履修規程

〔平成20年4月1日〕
規程第15号

改正 平成25年3月5日規程第4号
改正 平成26年3月4日規程第5号
改正 平成26年10月21日規程第16号
改正 平成27年3月3日規程第44号
改正 令和2年3月24日規則第50号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学学則（以下「学則」という。）第30条第2項の規定に基づき、国際情報学部（以下「本学部」という。）の教育課程及び履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育目的)

第2条 本学部は、自国と外国の歴史・文化に関する十分な知識と実践的な外国語運用能力を有し、国際交流の場で活躍できる人材、国際社会が抱える諸問題を考察・分析する能力を身につけた国際感覚あふれる人材、最先端の情報技術に関する十分な知識を有し、情報技術者として活躍できる人材、情報技術が社会・文化に与える影響について幅広い見識を持ち、社会の多様な分野で情報化を推進できる人材を育成することを目的とする。

(教育課程)

第3条 本学部の教育課程は、全学教育科目、行動科目、専門教育科目をもって編成する。

一部改正[平成25年規程第4号]

(履修科目の登録)

第4条 学生は、毎学年所定の期日までに履修しようとする科目登録しなければならない。
2 履修できる当該年度の総単位数は別表第1に定めるところによる。

第5条 削除

削除[令和2年規則第50号]

(履修の禁止)

第6条 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

- (1) 履修登録を行っていない授業科目
- (2) 授業時間が重複する授業科目

(授業科目及び最低修得単位数)

第7条 授業科目、配当年次、単位数その他履修に関する事項及び卒業に必要な最低修得単位数は、別表第2のとおりとする。

2 教職及び学芸員に関する授業科目、配当年次及び単位数等は、別表第3のとおりとする。

一部改正〔平成 26 年規程第 5 号、規程第 16 号〕

(他の学部等における授業科目の履修等)

第 8 条 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは在学する学部の学部長を、同一学部の他の学科の授業科目を履修しようとするときは在学する学科の学科長を経て、学長の許可を受けなければならない。ただし、卒業要件単位数に算入される同一学部の他の学科の学科専門科目を除く。

2 学長は、前項の規定により修得した単位については、30 単位を超えない範囲で修得単位として認めることができる。

一部改正〔平成 27 年規程第 44 号〕

(試験)

第 9 条 試験は、各学期末に行う。ただし、授業担当者が必要と認めるときは、随時に行うことができる。

2 学生は、第 4 条に定める届出をした科目についてのみ試験を受けることができる。

3 原則として授業実施回数の 3 分の 2 以上出席をしなければ、当該科目の受験資格を失うものとする。なお、授業科目によっては個別に要件を定めることができる。

(追試験及び再試験)

第 10 条 次の事由で試験を欠席した場合には、追試験を行うことがある。

- (1) 忌引
- (2) 不慮の災害
- (3) 病気
- (4) 就職試験
- (5) その他やむを得ない理由と認められる場合

2 追試験を受験する場合は、所定の期間内に、所定の証明書等を添え追試験を提出して学長の許可を受けなければならない。

3 再試験は行わない。ただし、やむを得ない事情により学長が再試験の必要を認める場合は、これを行うことができる。

一部改正〔平成 27 年規程第 44 号〕

(成績の表示)

第 11 条 学生に通知する成績の表示及び成績証明書における成績の表示は、別に定めるところによる。

(再履修)

第 12 条 学生は、単位を修得した科目についても、再履修することができる。ただし、別に定めるところにより再履修を制限することがある。

2 授業科目の最終の成績評価は、最終履修時の評価をもって当てる。

(G P A)

第 13 条 学業成績をはかる基準としてグレード・ポイント・アベレージ (Grade Point Average 以下「G P A」という。)を用いる。

2 G P A の算定に関わる事項は、別に定める。

3 G P A の活用に関わる事項は、別に定める。

(不正行為)

第 14 条 試験において不正行為を行った場合には、当該試験期の試験時間割に掲示されている科目についての、その者の受験をすべて無効とする。

(進級要件)

第 15 条 国際交流学科の学生は、卒業要件に組み込まれた総単位数のうち、60 単位以上を修得しなければ、第 3 年次に進級することができない。この場合において、「基礎演習」の単位を含まなければならない。

2 情報メディア学科の学生は、卒業要件に組み込まれた総単位数のうち、60 単位以上を修得しなければ、第 3 年次に進級することができない。この場合において、「基礎演習」及び「演習 I」の単位を含まなければならない。

追加[平成 25 年規程第 4 号]

(再入学)

第 16 条 学則第 27 条の規定により再入学した学生の在学期間には、退学又は除籍前の在学期間を通算する。

2 再入学した学生が退学又は除籍前に修得した授業科目及びその単位は、有効とする。

(委任)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年規程第 4 号)

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 25 年 3 月 31 日現在本学部にて在籍している者（以下「在学者」という。）及びこの規程施行後在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎県立大学国際情報学部履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成 26 年規程第 5 号)

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 26 年 3 月 31 日現在本学部にて在籍している者（以下「在学者」という。）及びこの規程施行後在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎県立大学国際情報学部履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成 26 年規程第 16 号)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 27 年 3 月 31 日現在本学部にて在籍している者（以下「在学者」という。）及びこの規程施行後在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎県立大学国際情報学部履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成 27 年規程第 44 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

年間履修単位制限

学科名	1 年次生	2 年次生	3 年次生	4 年次生	卒業要件単位数
国際交流学科	4 8 単位	4 8 単位	4 8 単位	4 8 単位	1 3 2 単位
情報メディア学科	4 8 単位	4 8 単位	4 8 単位	4 8 単位	1 3 2 単位

注 1) 卒業要件単位数に含まれない授業科目の単位数は、上記制限数に算入しない。

- ・教職免許取得のために履修する「教職に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」の授業科目単位
- ・博物館に関する科目（学芸員課程科目）のうち必修科目単位
- ・卒業要件単位数に算入されない他学部・他学科履修科目単位

注 2) 教職免許取得のために履修する教科に関する科目のうち、全学教育科目及び自学科の専門教育科目以外の授業科目単位は、上記制限数に算入しない。

注 3) 編入生及び転入学生については、取扱いを別にする。

注 4) 大学以外の教育施設等における学修（英語検定、TOEFL・TOEIC 等）を、本学における授業科目の学修とみなした場合の単位は、上記制限数に算入しない。

注 5) 平成 22 年度以前入学の国際交流学科の学生については、4 年次の 4 8 単位制限は適用しない。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日規則第 50 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。